

議事日程(第2号)

平成31年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第8号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第9号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第10号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第11号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第12号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第13号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第7 議案第14号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第15号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第16号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第18号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第20号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第21号 学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第22号 高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第16 議案第23号 平成31年度高鍋町一般会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第23 議案第30号 平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第24 議案第31号 平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第25 議案第32号 平成31年度高鍋町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
日程第2 議案第9号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第3 議案第10号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第4 議案第11号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第5 議案第12号 平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第6 議案第13号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
日程第7 議案第14号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について
日程第8 議案第15号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第16号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第17号 高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第18号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第12 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第13 議案第20号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第21号 学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第22号 高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について
日程第16 議案第23号 平成31年度高鍋町一般会計予算
日程第17 議案第24号 平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第18 議案第25号 平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19 議案第26号 平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第20 議案第27号 平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第21 議案第28号 平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第22 議案第29号 平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第23 議案第30号 平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第24 議案第31号 平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
日程第25 議案第32号 平成31年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 後藤 正弘君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |

11番 中村 末子君

12番 春成 勇君

13番 日高 正則君

14番 杉尾 浩一君

15番 緒方 直樹君

16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 鳥取 真弓君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			河野 辰己君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長			横山 英二君
地域政策課長	渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長	鳥井 和昭君
町民生活課長	山下 美穂君	健康保険課長	宮越 信義君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	杉 英樹君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	野中 康弘君
社会教育課長	稲井 義人君		

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第8号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第8号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。項目がちよっとたくさんに、多岐にわたっておりますので、ゆっくり読ませていただきたいと思います。

事業費確定に伴う調整との説明でありましたけれども、歳入でマイナスとなっている部分は、算定が、いわゆる見込み額が大き過ぎたのかどうか、お伺いします。

ページ12、13ページの災害復旧費国庫負担金についての算定基礎はどのようになっ

ているのか。また、ごみの処分費もありますけれども、同様に算定基礎について答弁を求めたいと思います。

ページ14、15、再編関連交付金が減額となっていますが、国予算額が減ったのか、それとも高鍋事業分が認められなかったのか、お伺いします。

ページ20、21のふるさと納税減額についての理由は何でしょうか。

同じページの寄附金については、お一人の方からの寄附なのかどうか、お伺いしたいと思います。

ページ22、23の県市町村災害安心基金からの雑入が減額となっておりますが、財源の振り替えなのか、もしくは算定ミスなのか、お伺いしたいと思います。

歳出では、全体的に減額としているものは、算定額が大き過ぎたのか、もしくは節約など努力した結果なのか、お伺いします。

ページ32、33の交通指導員退職者ありと説明がありましたけれども、4月から補充はできる見込みがあるのかどうか、お伺いします。

ページ44、45の保育単価引き上げとの説明でしたけれども、1人当たりどのくらい引き上げられたのか、また、このことは保育料の無料化とは関係があるのかどうか、お伺いします。

歳出では、多くは減額補正となっておりますが、増加している部分に関しては、なぜ不足してきたのか、特にページ50、51の尾鈴地区土地改良事業費については、県からの要請があり補正をしたということでしたけれども、土地改良事業費についてお伺いしたいと思います。どこまで進捗しているのか、パーセントで示していただきたいと思います。

ページ52、53の農地中間管理機構事業費耕作者集積協力金24万円がありますが、その内容はどのようなものなのでしょうか。

また、舞鶴団地外壁工事に関しては、一般財源からの負担が大きいですが、国などの支援はあるのか、後年度負担されるのか、お伺いします。

土木の災害復旧費に関して、町単独と国庫補助として認められる違いは何なのか、お伺いします。

ページ54、55の企業立地補助金1億円は、どこの企業で投資額は幾らか、またその企業における平成29年度の利益額は幾らか。

第1回目の質疑はこれで終了します。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。それでは、財政経営課関連部分についてお答えをいたします。

歳入の減額補正の大きなものについてでございますが、国庫支出金のうち児童手当負担金477万1,000円の減額は、対象者数の減によるもの、社会資本整備総合交付金316万円の減額は、事業実績に伴うものでございます。

県支出金のうち児童措置費負担金、私立分1,252万7,000円の減額は、幼稚園、

認定こども園及び地域型保育事業所の利用児童者数の減少によるもの、経営体育成交付金300万円の減額は、補助事業として採択されなかったことによるもの、農業次世代人材投資資金300万円の減額は、新規の対象者数が見込みより少なかったことによるものでございます。

繰入金の公共施設等整備基金繰入金572万7,000円の減額は、入札や事業実績による事業費減によるものでございます。

町債のうち、単独道路改良事業債1,030万円、社会資本整備総合交付金事業債1,080万円及び単独災害復旧債1,150万円の減額は、入札や事業実績に伴い起債対象事業費が減少したことによるものでございます。

次に、再編関連訓練移転等交付金についての御質疑でございますが、331万2,000円の減額補正は、交付決定によるものでございます。減額の理由といたしましては、平成30年4月に交付要綱が一部改正され、交付金の算定方法が従来 of 定額による交付から定額分に訓練実績を加算する方式に変更となったため、当初の見込みより落ち込んだことによるものでございます。

なお、本町が要望をいたしました南牛牧・太平寺道路改良事業、子ども医療費助成事業、防犯灯設置事業及び小中学校プールろ過装置更新事業につきましては、全て採択をされたところでございます。

次に、歳出の減額についての御質疑でございますが、減額補正の主な要因といたしましては、利用者数や活動実績など事業数量の確定または見込みに伴うものがほとんどでございますが、それ以外には入札等の競争により事業費が下がったもの、あるいは職員の努力や工夫により経費節減が図られたため減額となったものでございます。

以上、財政経営課部分についての御答弁です。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建設管理課についてお答えいたします。

まず、災害復旧国庫負担金についての算定基礎でございますが、歳出予算において補助災害復旧事業費5,000万円を計上させていただいております。そのうち、補助対象が4,800万円で補助率の66.7%を乗じて算出しております。

次に、舞鶴団地の外壁改修についてでございますが、外壁改修にあわせて屋上の屋根の防水対策等についても行うこととしております。このうち、補助対象は外壁改修のみでありますので、一般財源が大きくなっております。また、国からの後年度負担はございません。

次に、公共土木施設災害における災害復旧事業の補助事業として認められるものは、時間雨量20ミリ以上あるいは日雨量80ミリ以上、もしくは降り始めから降り終わりまでの雨量が200ミリ以上で、かつ事業費が60万円以上の箇所が災害査定の対象となり、国の査定を受けて決定するものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。ごみ処理分についての答弁をいたします。

国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金46万8,000円につきましては、台風24号における災害廃棄物の処分に要した費用の2分の1が該当するものです。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。地域政策課関連につきましてのお尋ねにつきまして、答弁をさせていただきます。

まず、ふるさと納税減額についての理由でございますけれども、当初予算では15億円を計上しておりました。4月以降の寄附額の伸びが大きかったということもございまして、9月議会におきましては、25億円に増額補正をさせていただきました。

その後に総務大臣通達に基づきまして、返礼割合を含めまして地場産品等の定義見直しもございました。そういったことでの返礼品の見直しを行ったことによる影響などで、11月以降の寄附金額が減少してまいりましたことから、寄附実績に合わせるため、今回3億円を減額とする補正予算を計上させていただいたところでございます。

次に、企業立地補助金はどこの企業でというお尋ねでございます。そちらについてのお答えをさせていただきます。

企業立地補助金の交付対象企業につきましては、株式会社井上商店と株式会社デイリーマームの2社でございます。それぞれの投資額でございますけれども、株式会社井上商店が土地、建物、償却資産の合計で6億2,934万3,511円、株式会社デイリーマームが土地、建物、償却資産の合計で5億2,879万5,279円でございます。

また、各社直近の決算における利益額でございますけれども、株式会社井上商店が純利益4,183万1,000円、株式会社デイリーマームが3,329万3,678円の純損失と伺っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。福祉課関係の部分について答弁させていただきます。

まず、ページ22、23ページの宮崎縣市町村災害時安心基金支援金の減額についてでございますが、こちら台風24号で被災された世帯からの支援金申請によります実績額の確定によるものでございます。

それから次に、補正予算書の44、45ページの保育単価引き上げということでございますが、保育単価につきましては、年齢ごとの子ども1人当たりに係る月単位の補助金額のことで、職員の人件費や管理費等が含まれているものなんです。今回の分につきましては、保育士の処遇改善、賃金改善なんです。こちらを目的としまして保育単価が人事院勧告によりまして増額改定されたことによるものでありまして、保育料無償化とは直接

関係しておりません。

なお、人事院勧告の改定率につきましては、0.8%増ということになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。総務課関係について答弁をいたします。

交通指導員1名の退職に伴う後任の補充についてでございますが、退職者の後任につきましては、4月1日付で委嘱ができるように今現在後任の人選を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。農業政策課関係部分についてお答えいたします。

まず、尾鈴地区土地改良事業費の進捗率についてでございますけれども、今回の補正の分を含めまして事業費ベースでお答えいたしますと、1期地区が70.6%、2期地区が66.3%、3期地区が95%となる見込みでございます。

次に、農地中間管理機構事業費の耕作者集積協力補助金についてでございますが、これは農地を機構に貸し付けまして、集積・集約化に御協力いただいた方に協力金といたしまして、10アール当たり5,000円を補助するものでございます。

今回の対象者は10名でございまして、筆数は24筆でございます。対象面積は480アールということになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。教育委員会事務局関係についてお答えいたします。

教育寄附金につきましては、教育寄附金のほうが一般財団法人正幸会様、それと育英会寄附金のほうが個人の方によるものでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと2回目になるんですが、台風被害については激甚災害があると聞いたんですけれども、この激甚災害として先ほど答弁があったような状況というのはできていたのか、それとも認定されたのかどうかと、激甚とは言われたんですけれども、どこが激甚で、どこが激甚じゃないのかということは非常に判断が難しいというふうに聞いておりますので、全体的な、全国的にいろんな災害が起きていて、それで予算配分が少ないんじゃないかということで非常に気になっていたわけですね。

それで、予算配分の中でどうなのかということをお聞きしたかったんですけれども、被害高に応じた予算算定になっているのかどうか、国のほうの基準というのはどういうふうになってきているのか、そこをちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

企業立地の2社の3年間で免除される固定資産税は幾らなのでしょう。

また、お支払いいただける法人税額、先ほど聞くと、1社は利益が出ていますけれども、1社は損失ということで、これは損失は青色っていうか、法人でそういう申請をしていらっしやれば3年間は認められますので、法人税がひよっとしたら入らないのかなと思ったり、ちょっと気になるところではあるんですけども、幾らなのか、お伺いしたいと思います。

また、企業立地補助の関係で、3年間で免除する固定資産税額は総額幾らになるのか、また、今回の企業立地補助とは関係なく最終的な免除額というのを提示していただき、答弁していただきたいなと思います。

先ほどふるさと納税に関しては、ほかの市町村では3月までは引き続き頑張るとしてそのまま進められたところもあって、そこは数字的に結果が大きくなっています。お肉にしても、高鍋産でないといけないのかなど疑心暗鬼案になった部分があって、苦情がこれ事業所のほうから多く寄せられたんですね。だから、国や県とのやりとりはどういうふうになってきたのか、詳細にお伺いしたいと思います。

そして、尾鈴土地改良事業については、高鍋町の範囲において反対者は出ていないのか、それといつまでに県営事業は終了するのか。先ほどパーセンテージを聞いたら、まだまだのところがあると思いますけれども、一体どれぐらいまでで終了するのか、予算を前倒ししてまでもやっぱり早めたいという県の意向もあるんじゃないかなというふうには思うんですけども、いつまで終了するのかということがもしわかれば、お答え願えればと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。激甚災害についてお答えをいたします。

平成30年12月5日に内閣府から、平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が交付をされておまして、いわゆる台風24号も激甚災害というふうに指定をされたところではございますが、その中、内容が農地等の災害復旧事業に対する特別措置が設けられたところでございます。

しかし、これに対して本町で該当する事案はございませんでしたので、国の予算等のかさ上げとかいうことにつきましては、把握をしていないところでございます。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。税関係についてお答えをさせていただきます。

まず、最初にありますのが、企業立地関係の2社でというところの固定資産税になりますけれども、実際、建設が終わって翌年から課税ということになりますので、この場合、会社におきまして、現在30年度における部分が絡みがないところがございますので、土地の部分についてのみ路線価区域ではありませんので、その他宅地評価法というところの区域の中で、面積のうちで計算した金額でお答えをさせていただきます。

3年分で約396万円程度ということになります、3年間の固定資産税になります、2社分の。

それから、2番目になる質疑の法人税額はということになっていきますけど、いわゆる法人町民税のことを聞かれているということでお答えさせていただきたいと思うんですが、先ほど地域政策課のほうの答弁にもございましたように、1社についてはまだ、いわゆるマイナスとかそういうのがあると個別になってしまいますので、企業立地関係全体の中で税務課サイドで計算する場合の3年分の平均から割り戻して、3年分でどのくらいの法人町民税が入るかというところで計算させていただいた部分でお答えさせていただきます。

3年分で約700万円ほど法人町民税が納付をされるというふうに想定しております。

続きまして、企業立地関係全体での3年間の固定資産税の減免というところの答弁になるんですけど、それぞれの会社の申請の年度等のいろいろの差がございますので、30年、31年、32年の3カ年分を該当する資産で試算をしてみました。その合計で3年間で約1,130万円程度というふうに計算をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。ふるさと納税に關しましての国と県とのやりとりについてでございます。

見直し時期につきましては、国のほうから示されました見直しに関するスケジュールが、平成30年の、昨年11月1日を基準とするものでございましたので、その期限に間に合いますよう見直し作業を昨年11月1日までに行わせていただきました。

地場産品の判断につきましては、国、県からは個別の返礼品についての指摘ですとか、町としての考え方の聞き取り等はございましたけれども、その中で提示いたしました全ての返礼品の適否について、国、県から明確な判断が示されませんでした。

そういったことから、町として一体どれが地場産品に該当するのかわかるところにつきましては、私どものほうで判断をさせていただきます、現在、返礼品として寄附者の方に提供させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。尾鈴土地改良事業についてお答えいたします。

尾鈴土地改良事業につきましては、給水栓設置の同意をまだいただけていない方がいらっしゃいます。そういった方々を対象にしまして、昨年11月から町職員、県職員並びに農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんなどとともに、戸別訪問を行っているところでございます。

今のところ新たに今回3件の同意をいただくことができました。今後も継続して戸別訪問を行いまして、丁寧な事業説明を続けることで同意をいただき、事業の推進を図ってま

いりたいと考えているところでございます。

なお、事業完了年度につきましては、1期・2期・3期地区それぞれ平成32年度ということになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ちょっと3回目になりますが、ふるさと納税だけちょっと確認させていただきたいなと思うんですよ。そうでないと、例えば11月の1日からきちんと総務省通達に基づいてしっかりと守ってきた自治体、そして守られていない自治体、これに例えば4月1日から同様のことを行っていた場合、住民税の免除対象とはもうしないとか、いろんなのが、あのときは報道がありましたよね。

だから、皆さん事業者の方もそれで納得されたとは思っていたんですけども、結局近隣でそれを守られていない、守られているちゅうか、まあいいよというような感じで行けどんどんではないんですけども、4月1日から守ればいいんだというような判断でされた自治体もあったかのように私聞いておるんですね。

そういう差が出てくれば、当然恐らく町外であったりとか、もちろん皆町外なんですけど、同じような例えば西都児湯環境整備組合のあたりの関係でいえば、やはりその関係の中でそういう自治体が出てくると、非常に事業者というのは近いわけですから、いろんな話をやっぱり聞くわけですよ。うちはこうだ、うちは違うよこうだよとかいう話をお互いに事業者同士でやっぱりしていつているんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、そういうところで全然違う判断が出て、自治体によって判断が違ってまちまちでというふうになってくると、非常に私はまずいんじゃないかなというのがまず一つなんです。

私なんかは、もうこれ例えばの話ですよ、例えば高鍋町は農家の皆さんが、例えば芋なんかをすごく焼酎会社に出していらっしゃいますよね。そこなんかは、例えばそこが立地されているところはどんどん使えるけれども、じゃあ、芋を出しているけれども、原料を出しているにもかかわらず、それについてそこが認めていただけないというような状況になれば、皆さん御不満があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。それで差が出てくると、非常に私はいけないんじゃないかなと。

だから、県内ではある程度統一してやっていただけたらありがたかったなというふうに思うんですけども、具体的に、もし11月1日からそれを守らないという状況であれば、4月1日からどんなペナルティーが来るのかということの通達は来ているのか、いないのか、そして、そのことを事業者とはきちんと話し合ってきているのかどうか、そのところを再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。議員のおっしゃられるとおり、10月1日を基準日として、国のほうから厳守するよにということとは通達ございました。それ

に向けて、高鍋町しっかり対応させていただいたところでございます。

議員の御指摘のとおり、近隣の自治体でも12月末、12月27日、昨年ですね、の総務省の公表をされた、まだ守っていただけない自治体というのが、確かに県内にもございます、まだございます。

ただ、そういったことによって法が改正されます、6月以降に改正されて、今度制度がしっかり組み立てられていくわけです。一体どういったものが地場産品に当たるとか、細かいところが定められていくということを伺っておりますが、まだ国、県のほうからは具体的なその辺の内容、詳細はまだ示されておられません。

総務大臣の記者会見等、私ども常に拝見しているんですけれども、その中であっても、3月の2日に衆議院を通過したということで、税制改正の法案が、ということで衆議院を通過したということで、最終的に法案として成立して、それから何とか検討していきたいというような総務大臣の答弁でございましたので、まだ国としても具体的に自治体のほうにおろせるようなそういう基準とか、どこまでさかのぼっていくのか、ペナルティーを科すというのはどうもいろいろ新聞報道等拝見いたしますと、一定の時期まではさかのぼってペナルティーを科すというようなところも新聞報道で出ているところは承知しておりますが、それも一体どこまでさかのぼってペナルティーを科すとかいうところも、具体的なところ全く私どものほうに情報は入ってきておりません。

県のほうにも確認をさせていただきましたけれども、県のほうとしても、国からはまだそういった判断は示されていないというところでございますので、私どもとしましては、引き続きそういった情報収集に努めてまいりたいと思います。

具体的にさまざまな条件が示されましたときには、また事業様も、参加事業者の皆さんには御提示をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 15番、緒方です。1点だけです。69ページの美術館費の委託料、実施設計委託なんですけど、この間、職員で行うための減というふうにお聞きしておりますけども、これは資格もしくは専門知識がある職員の方がされるという認識でよろしいのでしょうか。もしくはそういう資格がなくても行えるということでもよろしいのでしょうか、お答え願います。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。実施設計の委託につきましては、建設管理課の2級建築士を持っておる職員にお願いする予定でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第8号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論を行います。

この補正予算では、職員の努力によって減額したものや、国の政策に翻弄されて伸びなかったふるさと納税により、事業者からきちんと全国一律でしっかりとした内容を提示していただきたいとの要望も出ています。台風24号被害の国庫補助についても、全国的な災害の被害状況を鑑みて、職員の頑張りが見える予算であることは評価できます。

また、キャノン誘致関連で使った費用を補完すべく財政調整基金への積み立ても評価できます。

しかし、企業立地奨励補助について、固定資産税3年間免除及び補助などから考えても、本当に町民に理解していただけるものかと考えたとき、その予算があれば、あそこにもここにもという意見が出てくるのは間違いありません。雲雀山を初め地域の方々が、南九州大学があったとき道路改修等の予算をつけ、南九州大学に存続していただく努力をなぜしなかったのだろうかとの意見が出されました。

でも、今回の大きな予算を見て、大変な予算をつぎ込むんですねと当初は渋っていた町の歴史にも理解を示していただきました。今高鍋町は町外の方から家がたくさんつくられているね、あんなにたくさん人口がふえているんですか。一方では空き家がすごくふえているような気がするんですがと言われました。

移住定住促進事業とも行き詰まっている中、どうすれば町なかが活性化できるのか、にぎわうのかと考えられる予算であってほしいと願い、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第8号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、議案第8号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第9号

○議長（青木 善明） 日程第2、議案第9号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。3点ほどお伺いしたいと思います。

基金積み立てが2億1,926万円となっておりますけれども、現在高とどのような利用を図るお考えなんでしょうか。

また、基金積み立ては今後どうなるのか、お伺いしたいと思います。

疾病の状況や高薬価における高鍋町の実態はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、基金についてでございますが、今回の補正により6億8,749万円の残高となる予定でございます。今後につきましては、保険料の急激な上昇を抑えるため、県へ納付する国保事業費納付金の財源や保険事業の充実等への活用を考えているところでございます。

次に、今後の基金積み立てにつきましては、財政主体が県となりましたことから、多額の繰越金は今後見込めないというふうに判断をしております。そのため、大幅な基金積み立てもできないものというふうに考えているところでございます。

次に、疾病等の状況についてでございますが、12月診療分までで1レセプト当たり的高額医療費につきましては、循環器系や神経系の疾患が上位を占めているところでございます。その平均費用額が約700万円となっております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第9号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

基金積み立てについては、国保税減税のために活用することをお願いして賛成といたします。

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第9号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第9号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第10号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第10号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。連合会より不足すると判断された金額の算定基礎は何でしょうか。

疾病及び特別な医療費の伸びが見られるのか、平成29年度同様なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、療養給付費負担金増額の算定根拠についてでございますが、後期高齢者医療広域連合が10月までの医療費をもとに本年度の実績を見込んだものでございます。

疾病の傾向では、循環器系の疾患が最も多く、次に、筋骨格系の疾患の割合が高くなっております。今年度においても同様の傾向が続いております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第10号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

医療の高度化、高薬価などへ対応するためなのかもしれませんが、本人負担が高くなると今まで定期的に通っていたお医者さんへも足が遠のき、かえって悪化という状況にもなりかねません。

したがって、国に対して町民の守り手として、ぜひ負担軽減を要望していただくことをお願いして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第10号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第10号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第11号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第11号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 説明で、減額となった理由は説明されましたけれども、一応その中で土木使用料というのがキヤノンでこれ確定ということなんですけれども、一括納付があったためのものなのかどうか、ここをちょっとお伺いしたいと思います。

そして、還付金収入が消費税分ありますけれども、これが不足したと、要するにこれは税務署のあれを受けているのかどうか、そこだけちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

使用料の収入の減につきましては、恐らく大口の井戸を使用されているところが井戸の使用量が減っているところがあります。現在いろいろ調べているんですけど、まだはっきりしたことはわかりませんが、見込みで減額というふうにさせていただいております。

あと還付金につきましては、申告、消費税の還付が少なかったことによる積立金の減になっております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第11号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第12号

○議長（青木 善明） 日程第5、議案第12号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 機能強化推進をすることでどのような利便があるのか、どのようなシステム改修を行うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、保険者機能強化推進交付金についてでございますが、本交付金は介護保険法改正に伴う平成30年度からの事業でございます。地域包括ケアシステムの市町村の評価点数に基づき、財政的インセンティブが付与される交付金でございます。高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援するものでございます。

次に、システム改修についてでございますが、2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の第1号保険料のさらなる軽減強化を行う仕組みが設けられたことに伴うシステムの改修でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第12号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

この賛成する一番大きな理由は、先ほども説明がありましたように、職員の頑張りです。インセンティブ、これがちゃんと本当に県内でも有数の状況であるということが判断されたというふうに私は思っております。

それにやはり元気で長生きというところでノルディックウォーキング教室を初め、いきいき百歳体操など、各自治公民館に対しての指導運営もしっかりと対応できているんじゃないかと私は思っております。

その中で、職員の頑張りが本当にこれだけ有効に働いてくる活動をもっともっとふやしていただきたいということを要望して、賛成としたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第12号平成30年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第13号

日程第7. 議案第14号

日程第8. 議案第15号

日程第9. 議案第16号

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第20号

日程第14. 議案第21号

日程第15. 議案第22号

日程第16. 議案第23号

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

日程第19. 議案第26号

日程第20. 議案第27号

日程第21. 議案第28号

日程第22. 議案第29号

日程第23. 議案第30号

日程第24. 議案第31号

日程第25. 議案第32号

○議長（青木 善明） 次に、日程第6、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてから日程第25、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上20件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第13号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

町道路線の認定はいいんですけども、管理運営についてどのくらいの負担増となるの

かどうか。

また、これまでの道路維持管理費用と合わせると予算確保は大丈夫なのかどうか、ちょっと心配になりますが、いかがでしょうか。

キヤノン敷地内の道路管理運営についてはどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。

今回の路線の変更で大きいものは、茂広毛平付・高岡線、通称、神祭野坂でございますが、この変更でございます。この路線につきましては、防衛省の補助を受け、新しいルートで整備するものであります。この工事が完了しますと、当然ながら現在の道路よりか維持管理は減少するものと考えております。

次に、宮崎キヤノン敷地内の道路については、宮崎キヤノンの管理となります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の廃止について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 1点だけです。この条例を設置した後に機能したことがあるのかどうか、廃止することによって問題はないのかと再度、確認したいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

条例設置後、見舞金等の支給を行ったことはございません。

また今回、条例の廃止をすることに伴いまして特段、被害を受けた方に影響が出るというものではございません。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これはちょっと3点ぐらい質疑をさせていただきたいと思いません。

部活動における補償と本当になり得るのかどうかということと、この中には指導員が指

導中の事故などが起きた場合や、通勤ではないが学校に来るまでの間の事故などに関しての補償については加味されているのかどうか。

また、部活動については時間が制限されると思うんですけども、学校側との指導方針及び体育協会などとの連携はどうなるのか。

また、この時間給で指導者が確保できるのかどうか。

国では、スポーツ推進の一環として指導者の派遣もあるようなんですけども、宮崎県や高鍋町にはその人員配置をするだけの余裕があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。

総務課が所管する条例ではございますが、学校に配置する部活動指導員の職務等についての御質疑ですので、教育総務課でお答えさせていただきます。

部活動指導員の配置につきましては、国の事業を活用して実施することとしておりますが、学校の設置者は町ですけども、部活動指導員に係る規則等を整備し、部活動指導員の職務、勤務形態や災害補償等必要な事項を定めることとされております。

お尋ねの災害補償につきましては、労働省災害補償保険法により、労働省災害補償保険の適用となるところでございます。

次に、学校側との指導方針及び体育協会などとの連携についてでございますが、部活動指導員は学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとされておりますので、当然ながら学校の指導方針に沿った部活動の指導を行うこととなります。部活動の顧問である教諭や、教諭等の顧問を置かず部活動指導員のみを顧問とする場合には当該部活動を担当する教諭を指定し、これらの者と日常的に指導内容や生徒の様子等について情報共有を行うなど、連携を十分に図ることとされております。

なお、現時点におきましては、体育協会などとの連携は考えておりません。

次に、この時間給で指導者が確保できるのかについてでございますが、先ほど御説明いたしましたように、この事業は国の事業を活用して実施することとしておりますので、国が示している積算単価に基づく時間額を基準としております。

職員の配置につきましては、事前に学校側に積算単価等の基準を示した上で現在、西中学校でジュニアラグビーの指導支援をされている方を指導員として配置したい旨、学校から要望があったものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 樋渡地区の津波避難タワーについて確認だけさせていただきた

いと思います。

いつ災害が起きるかわからないわけですよね。ここは国道10号を控えているため、災害時に車から避難される町外者もあるのではないかと想定されているのかどうか、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。

津波避難タワーへの避難対象者の想定についてでございますが、避難タワーの整備に当たりましては、現地の津波浸水の深さ及び避難対象区域の人口により、タワーの高さ及び建築面積を設計しております。したがって、国道10号を通行中の町外者等の避難を想定した施設の規模とはなっておりません。

しかしながら、災害が発生した時点におきましては、避難者を選別するものではございませんので、御指摘のとおり、あらゆる場面の想定が必要というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

この条例を改正することによる被保険者のメリットはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。お答えいたします。

今回の条例改正による給付・被扶養者のメリットはございません。今回の改正によりまして、減免措置が2年間という限定をされますので、その部分においてメリットがあるということではございませんが、結果的には国の制度に基づくものということで、町においてどのとできる部分ではないというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。

県の条例改正に伴うとの説明であったと思います。この改正によるメリットはあるのか。占用料全体で計算してアップするのかダウンするのか、ずうっと調べたんですけど、パーセンテージが違ったりとか少なくなったりとかということもかなりありましたので、

全体で大体どれぐらい減るんだろうか、ふえるんだろうかというのがちょっと気になるところですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。

町内の県道、町道における占用料の均衡を図るため、県の条例にあわせて今回改正するものでございます。

占用料全体を見ますと、若干の増額となります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

説明では、今までも同じようなことであつたからこれをちゃんと載せるだけですよということではあつたと思うんですけど、今までも同じような管理体制であつたものを今になって使用料の明記を行う理由は何なのか。

また、地域の方々が自治公民館と同じく自由に利用しやすくしてあつたと思うが、何が変わるのか、お伺いしたいと思います。

また、84自治公民館のうち、公民館がなく、公の施設を利用していると考えられますが、その際の利用料などについては研究されているのか。なぜなら、地域自治公民館建設では、補助があつても地域住民の負担をお願いして建設されたことによる利用の仕方であると考えられます。それから考えると、建設費がなく、公の施設があるところでは利用料だけでよいというのは、まず町民の中に不公平感が出てくるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。

蚊口地区の学習等供用施設につきましては、31年度から引き続き指定管理者として委託するに当たりまして、12月の議会で承認をいただいたところでございます。

昨年の審議の中で、指定管理者が施設の管理をきちんと行うために、管理内容をきちんと整備すべきであるという御意見をいただきました。

今回の条例改正につきましては、管理状態を細部にまで把握しまして、また施設使用料も設定して利用料金制度を導入するために改正をするものです。このことによりまして指

定管理者が経営努力を発揮でき、利用する方々に対しましても、この学習等供用施設が町の条例によって料金が定められた公の施設であるということを改めて認識していただくことも一つの目的ではあります。

それから、地区の方々の利用体系につきましては、これまでと特に変更はありません。

それと、ほかの地区の公民館との不公平感についてですが、さまざまな地区で公民館を持っているところ、持っていないところがございますので、その利用体系も変わってきますので、一概にここではお答えできないと考えます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号高鍋町下水道事業財政調整基金条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） まず、この条例をつくるに当たって、参考にされたものは何を参考にされたのか。

また、企業債償還のみの利用でありましたけれども、これから予想される利用のあり方というのはどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

今回の上程と同様の条例は、西都市、三股町、日向市等は既に制定をしております。公共下水道の整備や維持管理費に充てられるよう整備をされております。直近では、平成29年度に木城町が条例改正をしておりますので、そちらを参考にしたところでございます。

予想される利用のあり方につきましては、当面は積み立ててまいりたいと考えておりますが、地震等によるマンホールの浮上とか陥没、緊急を要する場合における使用が考えられるところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

ここで休憩したいと思います。午前11時10分より再開いたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

次に、議案第23号平成31年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） この平成31年度の一般会計予算、当初予算ですが、この編成に

当たり優先順位もいろいろ考えられると思うんですが、一番、町長としてはどこに重きを置いて編成されたのか、またその根拠はいかなるものなのか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

平成31年度の当初予算につきましては、厳しい財政状況にあることに鑑み、選択と集中の徹底、そして持続可能な行政運営の実現を重視しつつ、第6次高鍋町総合計画前期基本計画、高鍋みらい戦略及び施政方針の10の達成すべき目標を掲げた政策のうち次年度に取り組むべきものを着実に推進することを念頭に編成したところでございます。

これら施策の推進により、本町の発展、さらには本町の将来像であります「歴史と文教の城下町たかなべ～対話でつながる豊かで美しいまちづくり～」の実現が図られるものと確信しております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 只今、町長から答弁いただきましたが。

この予算編成に当たりまして、町長の施政方針の中にも、今言われたようにみらい戦略の構築ということがうたわれておりました。今言われた、大変いいものができております。第6次高鍋町総合計画、みらい戦略。

この中で、実は、平成28年に7月から8月にかけて18歳以上の男女2,000人を対象に意識調査がなされております。この意識調査の結果はこの予算の中に反映されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 予算編成に高鍋みらい戦略の意識調査の結果が反映をされているのかという御質疑でございますが。

この調査におきまして、重要度は高いが満足度が低いと評価されたものがございます。産業振興、行政運営、健康福祉の充実という3点が挙げられております。これらにつきまして、今回の予算編成におきまして、高齢母牛更新の事業、公共施設劣化診断、子ども医療費助成等の予算措置をしたところでございます。

しかし、これのほかの施策分野につきましても、予算の制約がございますが、可能な限り予算措置をさせていただいたところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、財政経営課長からも大変いい答弁をいただいたと思いますが、ぜひ、今後も補正予算等も含め、せつかく意識調査なされているこの総合計画に基づいて、これからもそういう予算については考えていってほしいということ、これはお願いしまして、私の質疑を終わります。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 総合的な質疑については2番議員が行われましたので、私は個々に款項について質疑をさせていただきたいと思います。

歳入から、法人税額が減少となっておりますけれども、誘致企業も順当に伸びているのに減額とはこれいかにと考えますが、いかがでしょうか。

たばこ税については、7月からの法改正に伴い喫煙場所が限定されたりすることによる減少は見られていないように思いますが、いかがでしょうか。

環境性能割が町税と交付金と2カ所にあります。その違い及び理由と使い道に何か理由があるのか。軽自動車と普通自動車以上という意味なのかどうか、確認をさせていただきます。

また、軽自動車の場合は高鍋でのナンバー取得であると考えますが、普通車以上についてはどのような配分基準があるのか、お伺いします。

森林環境譲与税の積算根拠は何でしょうか。

国庫負担金の関係で、国は保育料の無料化を実施しますが、これに関連して自治体負担はあるのか、まだ法改正ができていないとすれば国庫負担金の増の原因は何か、それによって保育料、民生費、分担金及び負担金の減少は説明がつくのか。また、保育園では給食費をどうするのかと悩んでいるところもあるようですが、いかがでしょうか。

県支出金の保険基盤に対し、収入が低い世帯が増加していることなどを鑑みての増額なのか、算定に関しての説明は示されているのか、お伺いします。

民生費県補助の大幅な落ち込みの理由は何なんでしょうかということですが。

ふるさと納税減額理由及び総務省通達以降のペナルティ問題について、国からの指針はどうなっているのか。

財政調整基金を大幅に投入しての予算づくりとしては、これは異様だと思うんですけども、そのことについての問題点は何だと捉えておられるのか、お伺いします。

次に、歳出部分です。

新規事業が書いてありますけれども、どういう理由で新規事業を起こしたのか、公共施設等の劣化診断とは何の目的で何がしたいのか、その理由を明確にしていきたいし、その他の事業についても答弁を求めます。

これは、箇条書きしましたけれども、劣化診断とか、児湯准看護学校負担金は幾つの自治体で全額幾ら支援するのか、その理由とどのような結果を求めているのか、どうするのかということ。条例をつくらないのかということを知りたいと思います。

先ほどありましたけれども、これは、高齢母牛更新とありますけれども、何歳を基準としているのか。

大時計台を解体する理由、時間励行日本一は返上するのかどうか。

県統合型校務支援システムとは、どのような目的なのか。

部活動支援及び小学校教科体育サポートの人材はおられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

地方債についてのあり方はどのくらいまでとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。歳出で大きく減額となっている総務費と土木費についての理由は何でしょうか。

施政方針実現のための予算措置はどうなっているのか。一般質問でも行いますけれども、

特に福祉の充実、高齢者や障がい者・児が生き生きと暮らせるための支援策とは具体的にどのようなものを考えておられるのでしょうか。

中国の孫子兵法に学び、正攻法で取り組まれるようですけれども、今までは正攻法ではなかったのか。また、この言葉には奇をもって勝つとあり、奇抜とも思える策をお考えなのかどうか、お伺いします。策士が策に溺れてはわらをもつかめない状況に陥るのではないかと考えますが、何か奇策がおりなのでしょう。町長は、臨機応変と捉えておられますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課関係についてお答えさせていただきます。

歳入の法人税関係になりますけれども、当初予算の算定につきましては、法人均等割及び法人税割の直近3年分の決算額をもとに計上しております。いずれも伸び率が99%台となっておりますので、前年度よりもやや減少した収入額という形で見込んでおります。

なお、誘致企業につきましては、国税であります法人税の確定がまだしておりませんので、算出の中には勘案しておりません。

続いて、たばこ税関係についてでございますが、7月からの法改正についてということで、喫煙場所についての勘案はしておりません。直近3年分の、年々減少をしているという傾向でございますので、直近3年分というところで計上をさせていただいたところでございます。

続いて、環境性能割の関係になりますけれども、まず、もともと自動車取得税交付金ということで一本化されておりました自動車等を購入した際に交付をされました交付金について、10月の部分から変わりますので、いわゆる半年分ということになりますけれども、税が一番絡んでいるところがありますので、税務課のほうで一応答えさせていただきます。

いわゆる後半、10月以降の部分につきましては、取得税につきましては県のほうで徴収しておりますので、その部分の、まず9月までの分が取得税交付金で歳入されると。残りの部分につきましては、普通車の部分については県が徴収して、同じく今度は環境性能割交付金ということで町に入ってきます。軽自動車についての取得税部分になっていた部分について、県のほうで徴収して軽自動車税として内訳が環境性能割で入ってくるようになります。

使途についての話等がございましたけれども、その分についてはいずれも限定はされておりません。

それから、算出の積算についてなんですけれども、県全体に対して高鍋町で登録している人と、登録については全部県のほうでの登録になります。町で登録というのは、バイク等の小っちゃいもの、農耕用とかになりますので、四輪車については軽自動車協会なり陸運事務所になりますので、そちらのほうで徴収し、保管場所等、いわゆる使うところでの割合に応じて県から交付されるものになります。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課関係部分についてお答えいたします。

まず、森林環境譲与税についてでございますけれども、これは、森林環境税を財源に国のほうが県及び市町村に対しまして譲与するものでございます。

積算根拠といたしましては、国の31年度の予算が200億円でありまして、そのうち都道府県分が40億円、市町村分が160億円とされております。さらに、市町村分につきましては、各市町村の私有林人工林面積割を50%、林業就業者数割が20%、人口割を30%として積算案分されることになっております。今回、県のほうから示されております本町の割り当て分が200万円とされているところでございます。

次に、新規事業のところでお質問がありました高齢母牛更新対策事業補助金についてでございますけれども、平成22年に発生いたしました口蹄疫以降、各生産者がほぼ同時期に、一斉に繁殖雌牛を導入したことによりまして、更新時期が重なっているという状況になっております。母牛の分娩間隔は、年齢を重ねるごとに長くなっておりまして、例えば2歳と10歳の母牛ではおよそ70日も差は出てしまうということになっております。このようなことでございますので、本町における肉用牛の繁殖基盤拡大を図っていくために、7歳以上の繁殖母牛を更新する際に1件当たり7万円、自家保留につきましても1件当たり2万円の補助を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 次に、財政経営課関連部分についてお答えをさせていただきます。

まず、財政調整基金に関する御質疑についてでございますが、今回計上いたしました財政調整基金繰入金6億7,760万5,000円のうち5億4,835万4,000円につきましては、工業用地造成事業特別会計への繰出金に充てるものでございます。残りの1億2,925万1,000円が歳入歳出の差額の財政調整分に相当するものでございます。

予算査定におきましては、財政調整基金に依存することがないように経費全般についてゼロベースで見直し、歳出抑制に努めてまいりましたが、結果といたしまして財政調整基金繰入金による財源調整を余儀なくされた大変厳しい予算編成となったところでございます。

こうした現状を十分に認識し、事業の選択と集中あるいは既存事業の見直しなど、持続可能な行財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、新規事業の公共施設劣化点検診断業務委託に関する御質疑でございますが、公共施設の老朽化対策の一環といたしまして、平成28年度に国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、中長期的な公共施設の維持管理等に関する基本方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。それを具体的に推進していく個別施設計画の策定を平成32年度までに定めることが義務づけられております。

個別施設計画は、建物の長寿命化を図り、トータルコストを縮減することを目的とする

もので、今回の劣化点検診断はその計画策定の前段といたしまして、施設ごとの専門家による点検診断評価を実施し、老朽化の度合いなど現状把握をするものでございます。

次に、地方債のあり方についての御質疑でございますが、平成31年度予算におきましては、工業用地造成事業関連の道路改良事業費が大幅な減額となったことなどにより、町債も同様に大幅な減額となったところでございます。しかしながら、これまでの道路改良事業や庁舎別館建設事業、庁舎大規模改修事業等、大規模事業の起債償還が続いていますことから、平成30年度末の地方債残高見込額は約79億8,000万円に達する見通しでございます。地方債残高の増加は、将来的な財政運営に大きな影響を及ぼし、次世代の町民の皆様には大きな負担を強いることが懸念されるため、地方債の発行につきましては、今後とも真に必要な事業を見きわめた上で、利率、交付税の措置の有無などを勘案しながら、計画的な活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、歳出で減額となっている総務費と土木費の減額理由についてでございますが、総務費の主な減額理由といたしましては、前年度に宮崎キャノンからの土地の売却収入分を受け入れるために計上いたしました財政調整基金積立金14億3,215万5,000円と、今年度から商工費へ予算科目を変更いたしましたふるさとづくり基金積立金3億3,080万円が全額減額となったことによるものでございます。また、土木費の主な減額理由といたしましては、町単独道路改良事業費が4億4,290万5,000円の減額、社会資本整備総合交付金事業が5億1,744万9,000円の減額と、主に工業用地造成事業関連の道路改良事業費が前年度と比較して大幅な減額となったことによるものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課関係についてお答えをさせていただきます。

まず、保育料無償化によります自治体負担分についてでございますが、平成31年度につきましては、全額国費で負担をするということになっております。

また、国庫負担金の増、分担金及び負担金の減額につきましては、平成31年10月からの保育料無償化を反映したものによるものでございます。

保育園の給食費につきましては、保育所等に通う3歳から5歳までの子ども、これは2号認定の子どもでございますが、こちらについては、今後、保育園が保護者から直接徴収をする実費徴収ということになります。

次に、民生費県補助の大幅な落ち込みについてでございますが、これは前年度でももの木保育園の園舎建て替えに伴います施設交付金及び保育所緊急整備補助金が計上されていたために、前年度からすると減少しているというものでございます。

次に、福祉課におきます新規事業の主なものといたしましては、わかば保育園園舎改修基本設計業務委託、それから子ども・子育て支援計画策定業務委託がございます。わかば保育園につきましては、築47年が経過をしております老朽化が進んでおります。そこで、大規模な改修が必要な状況であることから、今後の改修について比較検討も含めた設

計を行うというものでございます。

また、子ども・子育て支援計画策定業務につきましては、子ども・子育て支援法の規定によりまして、市町村には計画策定が義務づけられております。高鍋町では、平成27年度から平成31年度までの計画を策定しておりまして、新年度におきまして次の5カ年の計画を策定するというものでございます。

それから、障がい者・児が生き生きと暮らせるための支援策についてでございますが、高鍋町障がい者・児等基幹相談支援センターや高鍋町子ども家庭支援センターみらいなどを中心に、障がい者・児が地域で安心して暮らせるようその自立支援をサポートするとともに、災害時避難行動要支援者個別支援計画などの防災減災対策の推進、高鍋まごころサポーター養成などの地域移行定着支援の推進等を重点的に展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課関係部分についてお答えをいたします。

まず、県支出金の国民健康保険基盤安定負担金保険料軽減対策費についてでございますが、当初予算では、前年度実績見込みに過去3年の伸び率0.95を乗じて予算計上をしております。ただ、保険料軽減対象世帯の増加については、現実的にふえているのかなというふうに考えているところでございます。

次に、新規事業の児湯准看護学校負担金についてでございますが、児湯5町で総額49万9,700円を負担するものでございます。児湯准看護学校では、准看護師の養成を行っております。管内の医療機関スタッフの35%を卒業生が占め、児湯地域の医療を支える重要な人材養成機関でございます。しかしながら、定員20名を確保できない年があることや、教員養成のための経費増など学校運営は厳しい状況にあり、児湯医師会から補填を行っている状況でございます。住民が安心して生活していくために医療体制を整備することは重要であり、地域医療を支える人材を養成する准看護学校の安定した運営のために費用負担をするものでございます。

なお、負担金額等については、児湯郡町村長会の負担金に関する審議を得て決定しており、条例を制定する必要はございません。

次に、高齢者が生き生きと暮らせるための支援についてでございますが、一般会計におきましては、高齢者クラブやシルバー人材センターへの支援、緊急通報システムを設置した場合の助成などを行っているところでございます。

また、介護保険特別会計において、地域包括ケアシステム構築のため、いきいき百歳体操教室やノルディックウォーキングなどさまざまな取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課関連で2点お尋ねございます。お答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税減額理由についてでございますけれども、現段階での寄附額の状況に鑑みまして、31年度当初予算では10億円を計上させていただいたところでございます。対前年比で5億円の減額となっております。

また、ふるさと納税に関する制度の見直しについて、現時点におきまして正式な通知等はまだ届いていない状況でございます。

次に、大時計台についてでございますが、解体する理由は老朽化によるものでございます。大時計台につきましては、平成23年に約370万円をかけまして補修を行っておりますけれども、その後も塩害等による腐食が確認されているというところもでございます。今後、維持に係る維持費の増大でありますとか補修のサイクルも年々早まってくるということが見込まれますことから、今回解体工事予算を計上させていただいたところでございます。

なお、大時計台の設置時に推進しておりました時間励行日本一運動につきましては、平成17年の高鍋町新ひむかづくり運動町民会議の解散とともに事業を終了しておりますけれども、その後も本町におきましては時間励行の町としての取り組みは広く町民の間に定着して継続しているものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課関係、御質問のありました新規事業2件についてお答えをいたします。

県統合型校務支援システムの目的についてでございますが、県と市町村が協力し、県統一のシステムを導入することで、先生方が勤務する学校は変わっても業務は変わらない環境の構築による業務の効率化や、その効率化で生み出された時間を児童生徒と向き合う時間や授業準備等に充てることによる教育の質の向上などを目的としております。

なお、今回当初予算案に計上した事前調査費につきましては、システムの構築に当たり本町のネットワーク構成等が十分対応できるものか検証を行うための費用でございます。

次に、小学校教科体育サポートの人材はあるのかについてでございますが、この事業は、小学校の体育の授業に専門領域の指導者を派遣することにより、児童の運動への関心を高めることや授業を教員と専門領域の指導者で行うことによる教員の指導力向上、それから教員の指導負担の軽減などを目的に実施するものでございます。

なお、事業の委託予定先は、社会教育課内に事務局のあります総合型地域スポーツクラブ高鍋スポーツクラブを予定しており、人材確保の見通しも立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 只今、施政方針の中で、孫子の兵法を学び正攻法で取り組んでいる。今までの取り組みは正攻法ではなかったのか、また何か奇策がおありでしょうかというお問い合わせがございました。お答えをさせていただきます。

「凡そ戦いは正を以て奇を以て勝つ」、孫子の兵法の中でも有名な一説でございますが、まさにこれは正攻法、定石どおりに戦うことの重要性をうたいながら、ただ定石どおりに戦うことでは勝てない、奇策を使うことの重要性。奇策といいましても、とてつもないことを考えるのではなくて、定石の組み合わせによっても奇策になる。あるいは、戦い方の戦略を変えること、その変則的な重要性のことも言うております。いろんな解釈の仕方がありますが、今の経営者の方もこの一説を重要視しておられるところでございます。

この戦いというのをまちづくりの中に入れたというのは、まさに町の経営という考え方であれば、人、物、金、情報というのをビジョンの達成のためにどのように選択と集中でそこに取り込むかということが重要なわけでございます。

今、奇策があるのかという問い合わせでございましたけれども、まさに、今、キャノン誘致、これは2年近くかかっていますけれども、100年に一度あるいは50年に一度の大きな選択と集中の取り組みであろうと私は考えているところでございます。ここに、人と物と金とを集中させることによって、戦いの勝利、戦いの勝利というのは、町の人よりはより豊かでより幸せになるということでありまして。福沢諭吉の言葉をかりるにしても、世の中で一番寂しいことは働く仕事がないことであるというの、もう当たり前のことでございますけれども、より豊かでより幸せになるために、雇用の場の創出、そして町が成り立つために納税を行う企業そして納税を行う働く人がどれだけ多く生まれることが重要であるかということです。

その意味において、正攻法にまちづくりをしていく。今までどおり、町の取り組み、役場の取り組みというのは、まさに正攻法どおりでございます。しかし、ここに企業誘致という新たな奇策、新たな変則的な正攻法を持ち込むことで、この戦いを今やっているわけでございます。2年間、特に、役場の職員も、スタッフの皆さんにおいては、非常に大きな取り組みをして、感動的な場面が多々ございます。特に、建設管理課、毎晩のように、今も1年以上にわたって夜中まで仕事をしながら、キャノンの要求あるいは南九州大学との取り組みの中では、本当に奇策とも言えるアイデアを練りながら取り組んでおられます。まさに、今完成しようとしております。しかし、本当の結果が出るのは、この戦いの結果が出るのは、5年後、10年後であります。5年後、10年後に、多くの雇用と働き場所と、そして町民の幸せあるいは豊かさが生まれる、その大きな一歩が踏み出されるのではないかと思います。

私は、まさに、孫子の兵法の一説、「正を以て合い、奇を以て勝つ」、その100年に一度の戦いが、今、高鍋町で行われている。その意味を持って、この一説を書かせていただいた次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） あと、特別会計で細かいことについてはお聞きしたいと思いませんけれども。

先ほど、やはり町長が答弁された問題、これ、キヤノン一つに特化して言われたわけでは、私はないと思うんです。だけど、やはり私は数字から考えたときに、高鍋町の財政から考えたときに、本当にキヤノンがここに来ていただいてよかったのかというのは、その結果が出るのは、先ほど町長も言われましたけれども、5年、10年の経過を見ないとなかなかわからない。

今は、いろんなセブンイレブンなり、今24時間営業についても人材がないということでもなかなか24時間営業ができないと、そういうところで、いろんな形で夜はもうやめようじゃないかとか、いろんなことが出てきているんです。私は、やっと今になったかということを考えて、非常に、これは、夜やはり暗くするというのは非常にいいことだと思うんです。

でも、先ほど町長が申されましたけれども、本当にキヤノンが出て、私はこれまでいろんな質疑も重ねて、一般質問も重ねてきました。その中で、私は、法人税を含めて、まず雇用を大きくすることということが町長の一番の大きな狙いではないかなというふうに思うんです。でも、いろんな取り組みをして、補助金があつたりとかいろんなことがある間は、なかなか、それ活性化が見られるような顔はするけれども、一方、後ろを向いてしまったら、疲弊してしまった商店街を考えたときに、あそこを再生するに当たっては、もう本当にどんな努力をもってもできないんじゃないかということが大変気になるんです。

やっぱり、奇策をもってと、その奇策をもってというか、キヤノンだけじゃないと思うんです。その奇策をもってという、いろんな人のアイデアをどこでどう取り入れていくのか。どれが奇策であって、どれが奇策でないのかというところ。やはり、私なんかは、財政のことから考えて、石橋をたたいて渡る人も必要なんじゃないかなというふうに思うんです。だから、私は、計算でしか物が申せませんけれども、私の計算では、やはり固定資産税を含めて法人税、そしていろんなものを、税法とか計算していく中で、なかなか住民の側に立てない。

そして、私は、打ち合わせのときに申し上げました。いろんな立場で言っていくと、孫子兵法の中で、孫子の名言実践というのがあるんです。この中で、「百戦百勝は善の善なるものに非ず」という言葉がございます。だから、やはり100回戦って100回勝つのが最善ではない。戦わずして勝つのが最善であるという意味なんです。だから、これはやはり高鍋町の財政をここまで疲弊させるということは、最善の策ではないと、私は思っているんです。

だから、そういうことからして、いろんな文章を引き合いに出して言われるのは、私、当然、町長として、本もたくさんお読みになっっているいろんなこともたくさん今までに経験のおありの方、そして、また事業をされてこられて、その中でいろんな人を雇う上でのい

ろんな意味、それをしっかりと把握しておられると、それは思うんです。

しかし、残念ながら、私がやはり議員の28年の経験の中からいえば、これだけ財政調整基金を疲弊させて、そして、やはり公債費、もうどうしようもないぐらい、私は高鍋町の財政は疲弊してきていると。この予算でも、非常に大変な状況にあると言わざるを得ないと思うんです。だから、これが住民要求にどれだけ応えていく状況があるのかどうか、その中でしっかりとした目標があるのかどうかということを私は聞きたかったわけです。

だから、施政方針を出されても、その中で、施政方針の中で、本当にどこの部分で予算化されているのかということ具体的に答えていただかないと、私は納得いかないし、それが皆さんが一番聞きたいことではないかなというふうに思うんです。

だから、私は、総括質疑の中でこれを申し上げるのは、特別委員会の中では、町長はもちろん参加されません。だから、職員に聞いても、職員は、例えば施政方針の中で、これはどこの予算の属するところであるというところは、夢また幻かではないんです。だから、これをきちんと施政方針の中でどれだけこの予算化の中にされているのかというところで、きちんと町長が答えていただかないと私は納得いかないし、皆さんもわからないと思うんです。

だから、一つ一つの問題を、私は子育ての問題だけしか確かに聞いていないように思われるかもしれませんが、やはり施政方針の、どれだけ予算化されているのかということを知りたいんですけど、絵そらごとではないんです。この問題については、施政方針というのは毎年出るもんなんです。6次計画とはちょっと違うんです。

○議長（青木 善明） 中村議員、施政方針については一般質問通告しております。

○11番（中村 末子君） いや、一般質問もちゃんとしました。

○議長（青木 善明） 通告してありますので。

○11番（中村 末子君） 違う、だから私が言っているのは、施政方針の中で予算化をされているものについては特化してやっぱりきちんと答えていただきたいということを行っているんです。そこが答えられていない。だから、そこをちゃんと、新規事業で確かに書いてあるんです。新規事業で書いてあるんです。でも、それは施政方針とはちょっとかけ離れた状況なんです、正直な話。

○議長（青木 善明） それは、中村議員の見解。

○11番（中村 末子君） 私の感覚かもしれませんが、私はそういうふうに思えるんです。だから、特別委員会に町長が出てきていただいて、それを説明していただければいいです。だけど、それはないから、私はあえて聞くんです。だから、町長がどれだけ自分の施政方針の中で、これは予算化されていますというところをしっかりと町長自身にお答えいただかないと、財政経営課長が答えたりとか各課長が答えたりとか、そりゃ細かいことについては私聞きました。だけど、この問題についてはどう考えているのかということをしつかりと答えないと、反映している。だから、施政方針がこの財政の中でどれぐらいの割合を占めているのかということをやっとパーセンテージで上げていただかな

いと。

統計調査問題が国では問題になっていますけれども、高鍋でも一緒だと思うんです。やっぱり、私、数字はうそつかないけど、そんたくをしてうそをつかせるような今の国政の中では、私はいけませんけど、町長はそういう人ではないと私思っていますので。

できれば、町長がこの施政方針の内容について一体財政の中でどれぐらいのパーセンテージで自分の施政方針が生きてきているのか。細かには一般質問で聞きますので、いいんです、私、それは。だから、それをきちっとお答え願いたいなというふうに思うんです。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 短期的、中期的、長期的な計画の中で申しておりますので、細かくは職員の皆さんが答えていただけることと思っています。

また、ことわざで「木を見て森を見ず」、「着眼大局、着手小局」。森を見ない議論は、中長期的な話し合いにならないということです。まちづくりは、やはり森をつくる戦いであり、また長期的にもものを見て言わないと、非常に重箱をつつく議論というのは、やはり施政方針の中ではちょっと言う話ではないというふうに私は認識しております。（発言する者あり）

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....
午前11時52分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 細かい質疑については、一般質問のほうでしたほうが適切かと判断します。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

それでは、先ほど答えていただきましたが、私ちょっとお伺いしたいと思います。例えば、先ほど答弁がありました、わかば保育園を初め、劣化診断というのが出てきましたよね。これは耐震診断とは違うわけですよ、劣化診断というのは、どこがどこまで悪いのかと。悪いという診断はどこでどう把握されるのかというところを、例えば、わかば保育園なんかは、これはもう築年数がかかっていると。それを言えば小中学校の学校だって当然、築40年以上経過しているところもあるわけですよ。だから、そういうことも含めて、じゃあ何で、わかば保育園だけなのかと、そういうことになってくるわけですよ。

だから、細かいところは、確かに私は「特別委員会で聞いていきます」ということを先ほどから言っているわけですよ。私が一番申し上げたいのは、だから、ちゃんと予算編成にかかわるときに町長は、これだけはやはり特化してやってほしいとかいうこともあるわけですよ。そして、中長期的にと言われるから、私は中長期的にというのであれば、それは

別途また計画を立てないといけないわけですよ。第6次とか、いろんなものがあるわけですがね。だから、それにのっとって。ただ、自分の意ではないけれども、やっぱり町政は継続するわけですから、だから第6次でやることというのをしっかりと決めていくということはあるわけです。

だから、どれぐらい予算に反映しているのかということを知りたいわけですよ。だから、新規事業だけなのか、それとも違うのか、そのところをお答え願えればというふうに思います。

それから、私が先ほど聞いた中で、例えば特別に決めてあるわけではないということなんですよね。環境性能割というところで特別にこれは使い道が決まっているわけではないということなんですけれども、これは一般財源と同じく使えるということですか。そういうものに特化して例えば使えるのかどうかということです。

この森林環境譲与税の積算根拠というのも、先ほど確かに説明がありました。これについては、中で予算書を見ると、ああ、これに使われるんじゃないかというふうに思うんですけれども、それに特化してもやはり足りない。不足する分については、やはり事業を計画する上でこの範囲内で事業をしていくのかどうか、そのところをお答え願えればというふうに思います。

それから、ふるさと納税のところでは、先ほど説明がございました。ペナルティの問題もまだ現時点では何の方針も出ていないということなんですけれども、それではやはり事業者の皆さんがしっかりと今まで構築してきたものがこの1年半ぐらいであると思うんですよね。そのことについて事業者の皆さんが本当に納得をしておられるのかどうか、そのところはどのようなふうに捉えておられるのか、そこも聞いておきたいと思います。

それから、前のときに私が大時計台を解体する理由という中で聞いた一番の大きな理由というのは、実はあの大時計台を利用して前に徳久議員も言われましたけれども、要するに災害が発生した場合にテレビとかそんなもので今、災害が発生します、危険ですよということを例えば国道10号の範囲に、これは国土交通省にも要望をいたしました。だけれど、あの大時計台を利用できないかということもあったんですが、そういうこともすっかり過去のものとして忘れて、そのときで終わられる。

だから、そういう状況があるということを私、考えたときにやはり声を大にして言いたいのは、議員が一般質問を行ったり、総括質疑を行ったりしてくる中で、提案されたものに対してやっぱり真摯に向き合ってこられたかどうか。だから、大時計台を解体すると、ただもう古くなったから解体しますよと。そして、時間励行についてはもう皆さんに浸透しているから大丈夫ですよではなくて、本当にあそこを長い間に捉えていけば、やはりあそこところにじゃあ国土交通省に要望していくのか。災害時にいろんな字幕を出していただいて、危ないですよとかいうことを国土交通省に本当に要望していかないのかと。災害時の車、国道10号の皆さんへの対応というのはじゃあどうするのかと、危ないじゃないですかとかいうことも含めて出てきていると思うんです。

そういうことも含めてやっぱり大時計台を解体する上においては、そういうこともありましたがということも答えていただけるかなと思いましたが、答えていただけない状況がありますので、やはり私はしっかりと議員が一般質問、それから総括質疑を行ってきた内容というのは、しっかりと継承して行って歴史的な判断をしていただきたいと思います。ただ解体するだけじゃないんですよ。だから、やっぱり思いがあるわけですよ、私も長くしているから。ほかの議員がされたことでも、もう徳久さんは議員ではありませんので、あのときにそう言われたと。だから、そう答弁されたと、要望していきますとかいうこともありました。だけれど、やはりそのときそのときで議員は必死になっているいろんなことを調べてやっていくわけですがね。だから、そのときにやはりきちんと真摯に向き合って答えていただきたいと思います。

だから、先ほど歳入から法人税と直近3年分を見ているということで算出はまだしていないということでしたけれども、法人税についても私は町長のやはり企業誘致の方針からすると当然、伸びて当たり前、それが減額になっているけれども、それは何かと。本当はもっとしっかり答えていただきたいなというふうに思うんです。そうでないと、やっぱり住民の皆さんに説明がつかない。何で減少しているのと。あれだけ企業を誘致しているのになぜ伸びないのというふうになる。それは固定資産税は3年間免除されますので、それはもうやむを得ないと思います。これは条例でちゃんと決めてあるからやむを得ないと思うんですけれども、やはり法人税についてはじゃあどうなのというところがやっぱり一番の問題と。

そして、どれぐらいの雇用があるのかということについても、ただ夢物語で雇用がふえるじゃあ、やっぱり住民の皆さんは納得されないわけですよ。最低これだけは確保したいと思っていますというところをしっかりと前向きな答弁をいただかないと、なかなか先に進めない。絵空事になるんですよ、絵空事に。絵空事にはつき合っていない。

○議長（青木 善明） 中村議員、自分の私見は本会議では……。

○11番（中村 末子君） いや、自分の私見じゃないんですよ。絵空事には……。

○議長（青木 善明） 簡潔明瞭をお願いします。

○11番（中村 末子君） うん。だから、そこですよ、私が言うのは。

○議長（青木 善明） 質疑です。

○11番（中村 末子君） 絵空事ではなくて、ちゃんと数字で答えていただきたいということなんです。だから、キャノンが誘致企業として来た、ほかの企業が来た。じゃあ、一体どれぐらい高鍋町から雇用していただけるのか、そこをきちんと数字を答えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（青木 善明） ここで休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後0時00分休憩

……………
午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 中村議員の質疑にお答えいたします。

今回の予算につきましては、施政方針に沿った予算配分であり、また31年度の予算でございますので、まだ検討中のものもあります。御理解をいただければと思います。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号平成31年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。4点ほどお伺いしたいと思います。

医療費の伸びの算定が高い理由は何でしょうか。

基金繰り入れの判断はいつまでに行うのか。国保税についての考え方はどうか。

特定健診率について、昨年以上の伸びを算定しているのか。

これは後期高齢者医療保険でも同じですけれども、制度変更により予備費は必要ないと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、医療費推計についてでございますが、医療費推計につきましては、広域化となったことから県が推計をしております。県の推計方法についてでございますが、平成26年度から平成29年度の医療費の伸び率を平成29年度の診療費に2回乗じまして、平成31年度の診療費として推計をされております。

本町におきましては、医療の高度化、高薬価の影響により、ほかの市町村よりも医療費の伸びが大きいということが要因と思われま。

次に、基金繰り入れの判断時期についてでございますが、所得の判明する5月ごろに県が公表した各市町村の納付金に合わせた標準税率、激変緩和分に鑑み、税率の算定を行いますが、被保険者の将来負担を考慮し、基金繰り入れの判断を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、特定健診受診率についてでございますが、第2期データヘルス計画での目標を55%としておりますので、平成31年度につきましても55%とし、医療機関との連携も含めた受診勧奨に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、予備費でございますが、県が保険者となったことで突発的な医療費があった場合でも、保険給付については全て県が支払うこととなります。そのため、今回の予備費に関しましては、還付金等が発生した場合に備えて予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第25号平成31年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。3点についてお伺いします。

保険料についての考え方はどうなんでしょうか。普通徴収分は減でありますけれども、その要因は何なのか。

医療費の伸び率の算定基準は何であるのか。

連合会からの説明はあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、保険料の考え方及び普通徴収分の減についてでございますが、保険料につきましては、広域連合が算定した額を予算編成時の特別徴収と普通徴収の実績により案分して予算を計上しております。

今年度の当初予算編成時と比べ、普通徴収対象者が減少してきており、そのため平成31年度の普通徴収分が減となったものでございます。

次に、医療費の伸び率の算定基準についてでございますが、広域連合からの説明では、平成29年度までの実績及び30年度の実績見込みから、平成31年度の伸び率を算出しているとのことでした。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第26号平成31年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

計画の進捗率はどうなっているんでしょうか。

また、区域外からの要望はあるのか、お伺いします。

また、処理場運営についてはどうなっているのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

現在の進捗率でございますが、認可区域内の整備率は97%、水洗化率は84.4%となっております。

認可区域外の住民からの要望は特段ございませんが、事業者からの問い合わせが数件ございました。

処理場の運営についてでございますが、通常の機器類の修繕はあろうかと思いますが、

昨年度までに大規模改修を行いましたので、現在のところ順調に運営できているところがございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ちょっと確認だけ。

今、答弁で、事業者のからの問い合わせがあるということでしたが、これは建築業者という意味でしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

はっきりはわかりませんが、不動産業者とか建築業者とか、特定はちょっといたしかねます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成31年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） お年寄りの数が、高齢化率が高くなっているんですね。それに引きかえ、予算は昨年と同額というふうになっておりますが、その要因はどこにあるとお考えなんでしょうか。

また、認定する人数、要するにお年寄りの数というか、介護を受けたいと思って認定に付する数というのはふえてきていないんですか。そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、予算が同額の要因についてでございますが、要介護認定者数につきましては、増加をしてきております。

ただ、介護認定の有効期間の上限が24カ月から36カ月に延長されたことなどもありまして、現在、週2回開催しております審査会の開催日数を増加するほどではないことから、昨年度と同額ということになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号平成31年度高鍋町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 保険料が増額している要因は何なのでしょう。まだ見直しの時期ではないので、人がふえたのかなあと思っているんですけども、納付者は毎年どれ

ぐらい増加しているのか、統計はつくってあるのか、お伺いします。

施設も増加し、いきいき百歳体操やノルディックウオーキングなど、元気で長生きの施策がありますけれども、ことしの加入及び自治公民館への働きかけの目標はどのくらいとなっているのか、お伺いします。

施設入所者の状況判断についてと施設管理運営に関し、安全管理と入所者の状況把握等、立入調査など随時行っているのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、保険料の増額の要因についてでございますが、第7期高鍋町介護保険事業計画で見込んだ標準給付見込み額の増加に合わせて保険料必要額が増加したものでございます。

被保険者数につきましては、事業期間の3年間で162人の増を見込んでおり、毎月介護保険事業状況報告により、国に報告をしているところです。

次に、いきいき百歳体操教室については、今年度、3つの団体に新たに組み込んでいただいております。現在、自治公民館を含む18の団体で実施していただいております。来年度の目標といたしましては、5つの団体の新規取り組みを目指して地域展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、ノルディックウオーキングにつきましては、5カ所で実施しているところでございます。

次に、施設入所者の状況把握につきましては、ケアマネジャー及びサービス事業所において月1回のモニタリングを行っております。

また、施設管理運営につきましては、介護保険法に基づく実地指導など介護サービスの種別により、県または町が行っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第29号平成31年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 台風などにより布設・管渠については問題はなかったのかどうか、調査はしなくてよかったのか。途中での漏水調査は行うつもりはないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。

幸いなことに台風24号による布設・管渠への被害はございませんでした。

その布設・管渠等の調査につきましてはですが、台風に特化した調査は行っていません。ただ、嘱託職員によるメーター検針を週に1回行っておりますので、異常がある

場合には一ツ瀬川土地改良区とも連携し、速やかに対応を行っているところでございます。

今年度は、漏水修繕を1回行ったところでございます。

今後、管の経年劣化等も進んでいくものと考えておりますので、計画的に調査を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号平成31年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号平成31年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

提案理由の説明を再確認させていただきたいと思います。

南九州学園への支払い分と地方債借入分返済だと思うんですけども、どこからの借入分なのか。もう一度キャノン分についての明細をはっきりするために、どこにどのくらい必要だったのか、お答え願いたいと思います。

買入れ額及び周辺道路整備に要する費用など、これは議長に委員会審査までには資料を要求したいと考えておりますけれども、お願いしたいと思います。

一応、最初の部分だけお答え願えればと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

地方債の借入先でございますけれども、宮崎県、そして高鍋信用金庫でございます。

宮崎キャノン立地に関する全体事業費としましては、現在、工事を施工中の部分もございますために確定した数字ではございませんけれども、用地取得、解体・造成工事、附帯施設の整備、道路整備等を含めますと、総額43億2,000万円程度の事業規模というふうになっております。

このうち、キャノン株式会社のほうからは用地売却、附帯施設整備分としまして22億1,000万円余り、南九州大学からの解体費用の一部負担、国からの交付金もございましたことによりまして約6億5,000万円の歳入がございますことから、本事業に関する町の実質負担額は約14億6,000万円となる見込みでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成31年度高鍋町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 家の新築が多いようなんですけれども、給水戸数、年間総配水量、1日平均配水量について、昨年と比較してどうなのでしょう。

管の布設替えの計画はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。

昨年の1月、ことし1月末時点で比較いたしますと、給水戸数が112戸の増、総配水量が4万7,215立米の増、1日平均配水量が129立米の増となっております。

管の布設替えにつきましては、なるべく道路改良工事等に合わせて施工しておるところでございます。

また、それ以外の路線につきましては、漏水箇所の多い路線を優先した布設替えの計画を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号から議案第22号及び議案第24号から議案第32号までの19件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第22号及び議案第24号から議案第32号までの19件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第23号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

.....

午後1時19分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計予算審査特別委員会委員長に、緒方直樹議員、同副委員長に、中村末子議員がそれぞれ互選されました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日は散会いたします。

午後 1 時19分散会
